

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：東洋シャッター株式会社

業者の住所：大阪府大阪府中央区南船場2丁目3番2号

2 指名停止措置期間：令和8年6月12日から令和8年7月23日まで(6週間)

3 指名停止措置の範囲：大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県

4 事実概要

同社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。

このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

| 措置要件 | 期間 |
|--|----------------------------------|
| 別表第2 | |
| 1～10 略 | |
| (建設業法違反行為) | |
| 11 部局の所在する都道府県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内 |
| 12～14 略 | |